

目 次

I 被措置児童等虐待の定義、種類	
1 「被措置児童等虐待」とは	1
2 「虐待行為」とは	1
3 「不適切なかかわり」とは	2
II 施設における虐待防止とその対応	
1 入所児童が置かれている立場の理解と支援の基本的姿勢	4
2 虐待の未然防止	
（1）リスクのある養育環境	4
（2）子どもの言動の捉え方	4
（3）具体的な対策	5
3 虐待防止に向けた取組	
（1）風通しの良い職場づくり	6
（2）組織運営体制の整備	7
（3）職員の資質向上のための研修への参加	9
（4）子どもたちが意思表示できる仕組み	10
（5）ヒヤリ・ハット事例の活用	11
（6）日々の業務点検（自己チェック表の活用）	12
III 虐待が起こった場合の対応	
1 通告義務	14
2 通告者の保護	
（1）守秘義務	14
（2）個人情報保護	14
（3）通告による不利益扱いの禁止	14
3 都道府県等による事実確認への協力	17
4 虐待を受けた児童や家族への対応	17
5 原因分析と再発防止	17
6 虐待を起こした職員への処分等	18
7 都道府県等による施設への指導等	18
8 定期的な公表	19
IV 被措置児童等虐待に対応する関係機関一覧	20
V 被措置児童虐待防止の手引き策定委員	20

I 被措置児童等虐待の定義、種類

1 「被措置児童等虐待」とは

『施設職員等』が『被措置児童等』に行う『虐待行為』をいいます。

○施設職員等とは

- ① 里親若しくはその同居人
- ② 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者
- ③ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に従事する者
- ④ 指定医療機関の管理者その他の従業者
- ⑤ 児童福祉法（以下「法」という。）第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従事者又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者

○被措置児童等とは

- ① 以下の者に委託され、又は以下の施設に入所する児童
 - ・ 里親
 - ・ 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設
 - ・ 小規模住居型児童養育事業者
 - ・ 指定医療機関
- ② 以下の施設等に保護（委託）された児童
 - ・ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設
 - ・ 法第33条第1項又は第2項の規定により一時保護委託を受けた者

2 「虐待行為」とは

虐待の種類	内 容	虐待に当たる具体的な例
身体的虐待	身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。	・ 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、たばこによる火傷など、外見的に明らかに傷害を生じさせる行為 ・ 首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、冬戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなど、外傷を生じさせるおそれのある行為
性的虐待	わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。	・ 被措置児童等への性交、性的暴行、性的行為の強要、教唆を行う ・ 性器や性交を見せる ・ ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィー等を見せる行為など

虐待の種類	内 容	虐待に当たる具体的な例
ネグレクト	心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。	・適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、適切に入浴させない、極端に不潔な環境の中で生活させる ・同居人や生活を共にする他の児童等による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する ・泣き続ける乳幼児に長時間関わらず放置する ・視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらずに授乳や食事介助を行うなど
心理的虐待	著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	・ことばや態度による脅かし、脅迫を行う ・無視したり、拒否的な態度を示す ・心を傷つけることを繰り返し言う ・自尊心を傷つけるような言動を行う ・他の児童等とは著しく差別的な扱いをする ・他の児童と接触させないなどの孤立的な扱いを行う ・感情のままに大声で指示したり、叱責したりする行為など

3 「不適切なかかわり」とは

○施設や里親家庭で生活する子どもたちは、成長過程にある児童期の子どもたちです。自立した生活支援のために躰は不可欠ですが、職員や里親として子どもを躰けなければいけないという強い思いが行き過ぎた行為となっていないか、感情を刺激されて思わず不適切なかかわり等をとっていないかなど、常に振り返る意識が大切です。

○不適切なかかわりとは、次のような行為等をいいます。

区 分	内 容
不適切なかかわり	・子どもの問題行動の背景を考慮しない一方的な対応 ・「○○だと外出なし！」など、必要以上の行動制限 ・「いい加減にして！」などの感情を爆発させた怒声 ・ひいきや差別をした対応、威圧的な態度 ・子どもの成長に必要な声かけをしない、関わらない ・同意（事前説明）のない身体的拘束 等

○不適切なかかわりは、被措置児童等虐待に陥る危険をはらみます。そのため、どのような対応が不適切であるのかを養育者間で共通理解し、行わない意識と努力が求められます。

○被措置児童等虐待は、①密室の環境下で行われやすい、②「このくらいなら」といった権利侵害の小さな出来事からエスカレートしやすい、③障害特性などに対する専門的知識やスキルがないことから起こりやすい、ことなどを認識し、職員一人ひとりの支援の透明性の確保や職員相互の自浄作用、子どもたちとのコミュニケーションスキルを向上させることなどが求められています。

○発生しやすい被措置児童等虐待事例

〈厚生労働省の「被措置児童等虐待届出等制度の実施状況」より抜粋〉

虐待の種類	具体的な事例
身体的虐待	・就寝時に騒ぐのを止めない3名の男児に対して、口頭で注意したがやめなかったため、職員が3名の児童の頭を拳で叩いた。 ・職員による指導中、児童が反抗的な態度を取ったため、職員が児童の頭などを複数回たたいた。 ・児童の火遊びを注意するも児童が真剣に話を聞かないため、職員が児童をたたいた。 ・児童が他の児童をトイレに閉じ込める等したため、職員が注意したところ、児童が聞き入れず、職員、児童とも感情的になり、児童の頬を平手でたたいた。 ・児童の度重なる問題行動を口頭で指導していた際に、本児が言葉に耳をかさず、横柄な態度をとったため、職員が児童の左ほほを平手で1回殴打した。 ・施設での勉強の際、平手やノートで児童の頬や頭を叩くといった行為が複数回あった。また、行儀の悪さなどを指導する際に、児童に対して怒鳴ったり、馬鹿にするような言い方をした。
性的虐待	・職員と児童との関係が密接になり、性的な行為を行った。 ・男性職員が女兒の了解を得ないで、女兒が着替えている部屋のドアを開けた（閉めてと求めても、すぐに閉めなかった。） ・寮で暮らす幼稚園児や小学校低学年の男児らを寝かしつけたり遊んでいた際、職員が、下腹部を触るなどの行為を繰り返していた。
ネグレクト	・児童の入浴や衣服の着替え等について、職員が十分な面倒を見ていなかった。 ・入所児童の性的問題行動を看過した。 ・数年にわたり居室や風呂場等において、入所している児童間での性加害・性被害が行われたが、職員が適切に対応せず、加害児童の問題として捉え、施設職員の対応の問題と捉えていなかった。
心理的虐待	・複数の職員が児童の太ももを叩く、児童を長時間居室の外に出す、大声で叱るなどの不適切な対応をした。 ・職員が、スリッパで児童を叩くようなまねをしたり、スリッパを壁に叩きつけて脅すような威圧的な行為が日常的にあった。他の児童からの聴き取りの結果、頭やお尻を叩かれたなどの訴えもあった。 ・職員が、児童に対し他の児童と比較したり、当該児童が傷つく言動を行った。他の児童もその状況を見て恐怖心を抱いた。

Ⅱ 施設における虐待防止とその対応

1 入所児童が置かれている立場の理解と支援の基本的姿勢

○児童養護施設等には、様々な事情をもち、恵まれない環境で育った児童が多く入所しており、対人関係に問題があったり、衝動的な傾向をもった児童も多く入所してきます。

○親から虐待を受けたり、様々な痛みや悲しみを背負って入所する児童も多いことから、児童が抱える問題を解決し、健全な成長・発達が保障される良質な環境を確保することが施設には求められています。本来その痛みや悲しみから解放されるはずの安全、安心の場としての施設で、さらに不適切なかかわりを受けるということがあってはなりません。

2 虐待の未然防止

(1) リスクのある養育環境

○施設の職員は、『虐待があってはならないのは勿論だけれども、起きて（起こして）しまう可能性が非常に高い環境にある』という自覚がまず必要です。自覚することが予防の第一歩となります。

○一般的に、力関係が明白でメンバーの入れ替わりが少ない集団が、閉鎖的でストレスの高い環境に長くおかれると、問題解決や欲求不満の解消の手段として力（物理的な力に限らず、心理的に脅したり、傷つけたりするような言動も含む）が行使されやすくなります。それは、職員と児童間だけにあてはまることなく、職員間、児童間にもあてはまります。そして一度、問題解決や欲求不満の解消の手段として力を行使してしまうと、慣れによる効果の低下や反撃、他者への告げ口等を避けるために、力の行使をエスカレートさせていかざるを得なくなる悪循環に陥りがちになります。

○「虐待を起こす可能性が高い」という自覚が、虐待防止意識に繋がります。自覚をしたら、具体的な対策を講じましょう（2-(3)参照）。組織運営上は対策を講じていても、関わる一人ひとりの職員の自覚が乏しければ、虐待のリスクが高まります。

○虐待に対する受け止め方には、子どもによる個人差や性差があることを職員は常に認識しておく必要があります。

(2) 子どもの言動の捉え方

○子どもから思い通りの反応が返ってくることは、意外に少ないことを自覚することが必要です。

○虐待を受けてきた子どもは様々な問題行動を表します。子どもの特性を知り、関わらなければ子どもとの関係はうまくいかず、振り回され、怒りの感情を持てしまいかねないということを知っておく必要があります。

○子どもは非言語的な表現方法で感情を表出します。時には職員へ思いが通じず、泣き

続けることがあるかもしれません。職員の言動、立ち居振る舞い、かもし出す雰囲気
が子どもに影響を与えることも忘れてはなりません。

○施設の職員自身に余裕がないとき、疲れが溜まったとき、加えて相手との力関係にお
いて自分が優位なときは、「思いもよらない言動を示す相手」に対して拒否感情や支
配感情が生まれ易くなります。

○職員自身の感情を刺激されてしまったときは、「思い通りにいかないのが当たり前」
と気分を切り替え、他の職員に助けを求めましょう。

○子どもは傷ついているうえに未発達、そして職員自身も完璧な人間ではありません。
うまくいかないことがあって当たり前です。今の社会的養護における子どもたちの養
育は、治療的要素の多い、難しいものです。子どもを責めず、自分を責めず、まずは
職場の同僚や上司に相談し、関係機関との協働に心がけましょう。

（３）具体的な対策

【自分が刺激を受けるパターンを知る】

○自分が刺激を受けてしまうパターンを知りましょう。「刺激を受けた自分」を客観視
することは冷静さを取り戻すことに役立ちます。ケガや病気のときに原因不明のまま
では不安が募ることがあるように、因果関係をきちんと捉えることが必要以上のスト
レスを抱え込むことを防ぎます。

○子どもたちの言動が同じものでも、関わる大人によってその受け止め方は違います。
そこには職員個々の養育観、社会観、価値観などの違いがあります。自分はどのよう
な場合に刺激を受けやすいのか、また刺激を受けた場合にどのような反応をしやすい
のか、という意識を持っておけば「刺激を受けた自分」を客観視でき、冷静な対応を
行うことが出来ます。

○近年、小規模グループ化している施設においては、他の職員の目が行き届きにくい環
境にあり、担当職員が不安や課題を抱え込みやすい体制になりがちです。相談しやす
い組織づくりをしましょう。

【タイムアウト（落ち着く時間・機会）、レスパイト（息抜き）】

○頭では理解していても、実生活での子ども達への対応では、感情が刺激されて如何と
もしがたいときがあります。物理的な距離（時間・空間）をおいたり、気分転換をは
かることが大切なスキルです。

○子どもが興奮した時にタイムアウトさせるということが援助技術の一つとしていわれ
ますが、職員自身が能動的にタイムアウトすることも必要です。コンディションの整
わないままにやみくもに立ち向かうことは事態を悪化させることになります。

○非常時の緊急避難的なタイムアウトとともに、日常的な子どもとの関わりの中で慢性
的に溜め込まれている疲労やストレスに対しては、レスパイトを考えましょう。

○レスパイト（息抜き）は「手抜き」とは違います。再度取り組むための「リフレッシュ」です。

【子どもと真摯に向き合う姿勢の重要性】

○子どもとの関係づくりには、常に真摯な姿勢で子どもと正面から向き合い、話を聴くことが大切です。

○子どもの最善の利益を考慮した支援をするよう心がけましょう。

【子どもの生活史（ライフヒストリー）を丁寧にひも解く】

○子どもへの対応に苦慮するとき、まずは目の前の状況に対処していくことになりますが、一段落ついて少し余裕が生まれたときに、その現象のもとになった、表面化していない課題を考えていくことが必要です。

○第一歩はその子どもの生活史（ライフヒストリー）を丁寧にひも解いていくことです。情報が不十分な場合は知りたい内容を児童相談所に伝え、調査してもらいましょう。

○一人ひとりの子どもが抱える痛みや辛さ、課題等をきちんと捉えておくことは、子どもが現象面で表出する言動に刺激されることを予防します。「思いもよらない行動」として見えていたものが、「その子によっては必然な行動」と解釈していけるようにもなります。

○子どもの生活史を理解するためには、家族の生活史等を知り、家族の全体像を理解した上で、総合的に判断することが必要です。

3 虐待防止に向けた取組

（1）風通しの良い職場づくり

○支援に当たっての悩みや苦労を職員同士で普段から相談し合ったり、職員の小さな気づきも組織内でオープンに意見交換し情報共有できるような、風通しの良い環境を整備することが必要です。

○他の職員の不適切な対応に気づいた時は、個人的な問題として捉えるのではなく、組織としてより良好な養育環境を振り返る良い機会と捉えましょう。そして、上司に相談したうえで、職員同士で指摘したり、どうしたら不適切な対応をしなくてすむように出来るか会議で話し合っただけで全職員で取り決めるようにするなど、オープンな対応を心がけ、支援の向上に繋げることが大切です。

○相談できる体制があるということは、職員の孤立化やバーンアウト（燃え尽き症候群）の予防、メンタルヘルスケアにとっても有効です。

○支援に当たっては、極力チームを組んで複数の体制で臨むこととし、担当者一人で抱え込むことがないように心がけましょう。このためには、様々な職種の職員がチームとなって一人の子どもに対応するシステムとするとともに、自立支援計画等の見直し

や対応方法の検討が必要な場合には、チームで意思疎通をしながら対応することが大切です。

○子どもの家族との関わりにおいて、信頼関係を築いていくことは大変重要です。精神的疾患、若年親、生活環境の不遇など、多様な問題を抱えている保護者が多く、関わりの難しい家族が増えており、職員の精神的負担も大きくなっています。家庭支援専門相談員や心理療法士、児童相談所などの関係機関と連携しながら対策を取るよう心がけましょう。

（２）組織運営体制の整備

施設運営は、施設長と職員が「子どもの最善の利益」という福祉サービスの理念実現のためにチームとして協力して団結し、職員間の相互理解と信頼関係を築くことが重要であり、開かれた組織運営のためにも次の取り組みが求められます。

【第三者評価事業の活用】

○「第三者評価」は、社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公立・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うものです。福祉サービス第三者評価事業を行う前に自己評価を行います。この自己評価が自らの組織運営を客観的に見直す機会となります。自己評価を行った後に評価を受けることで、よりよい支援に向けての方向性を見出すことが出来ます。こうした評価を受けて常に冷静に、また謙虚に組織全体を見つめ直すことが出来ます。

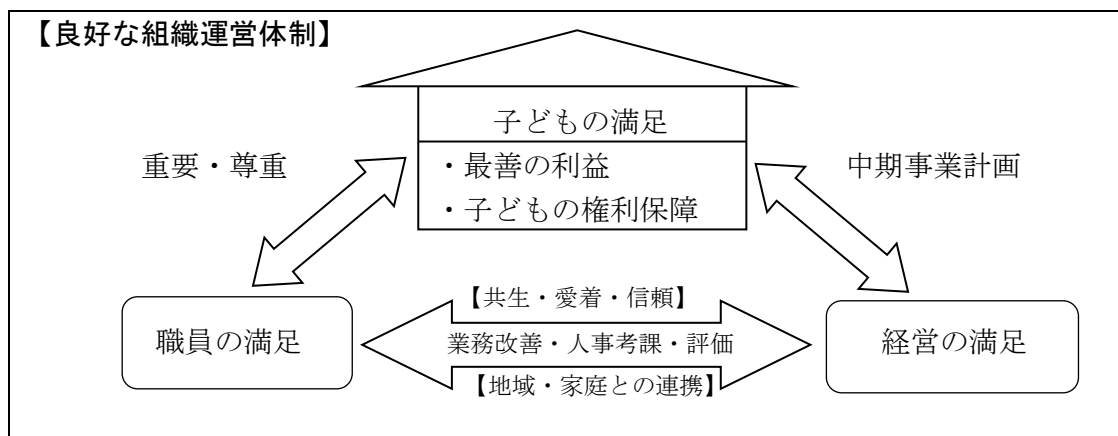
○社会的養護関係施設については、平成24年から、3年に1回以上第三者評価の受審と結果の公表が義務化されています。

【第三者委員の活用】

○福祉サービスは人的サービスのため、全ての子どもが満足できるサービスを提供することには限界があります。しかし、一人ひとりの自己実現を目指すためには、日々の生活状況を見直し、改善策を検討する必要があります。そのためには、第三者委員による定期的な施設内視察や苦情、要望等を受け止め、風通しの良い施設環境をつくる必要があります。特に、第三者委員が述べた意見が、法人の理事会、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）に伝わる仕組みを作ることが重要です。

【職員の支援力とモチベーション向上】

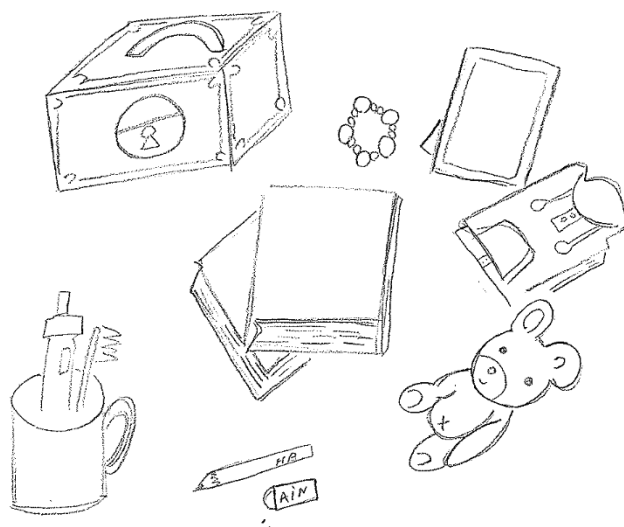
○施設として子どもの最善の利益を提供できる組織体制を築くことが最も重要ですが、その体制を全ての職員が理解していることが前提となります。こうしたことから、次のような組織づくりの検討が重要となります。



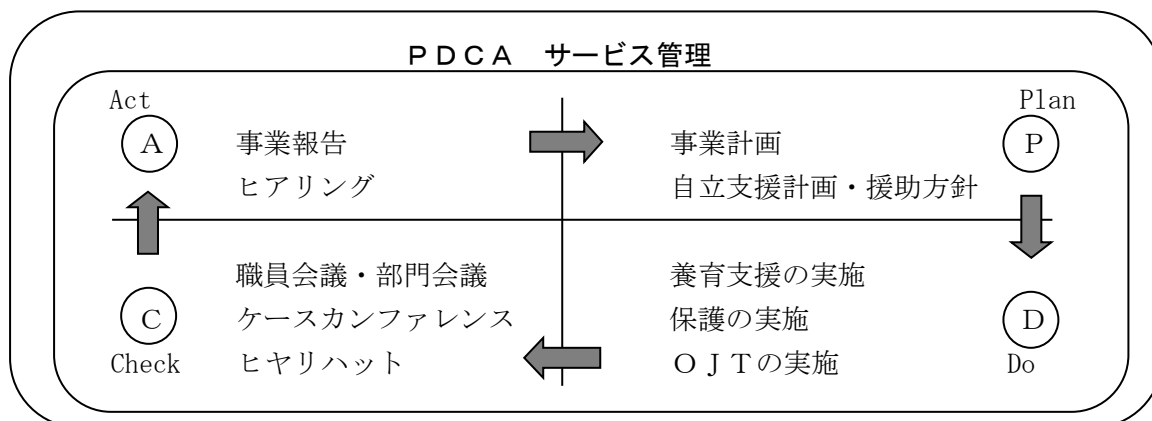
○組織力は、①職員の関係性、②課題の構造（目標・方向）、③リーダーの地位・立場、④リーダーの影響によって決定されます。

○虐待防止は、施設全体の課題であり、リーダーである施設長は常に子どもの最善の利益を追求し、適切に支援できるよう努めなければなりません。リーダーの影響力は職員の支援力やモチベーションと深い関係を持っています。全てがトップダウンの組織運営は職員の活力を弱める原因にもなるので、職員が発言できる場の提供が必要です。職員一人ひとりが施設を担っているという自信と仕事に対する責任が持てるように導くのが施設長の役割です。

○福祉事業を福祉サービスとして捉える場合には、サービスの品質を安定的に提供することと常に改善向上させる必要があります、そのためには、サービス管理システムの導入も有効です。福祉サービスの利用者のニーズや価値観及び希望を調査した上で計画を立案し、サービスの提供、実践過程の記録、品質や利用者満足度の評価等のチェックをしなければなりません。「PDCAサイクル」によるサービスの見直しを行い、サービス内容を追求することが望ましいでしょう。



○福祉サービスは人が人の生活に関与する仕事のため、全てが商品を管理するような方法や考え方では不都合な場合があります。重要なことは、現状を適切に把握した計画を立案し、実施したことを振り返り、更なる課題を見出すことです。そのためには、職員間の報告、連携、相談がキーワードになります。



※PDCAサイクル：PDCA cycle、plan-do-check-Act cycle は、事業活動において管理業務を計画どおりスムーズに進めるための管理サイクル・マネジメントサイクルの一つ。

1. Plan（計画）：従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する。
2. Do（実施・実行）：計画に沿って業務を行う。
3. Check（点検・評価）：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。
4. Act（処理・改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする。

○職員のモチベーションは自由に意見が言い合える職場環境や職員間の人間関係に左右されます。職員のモチベーションを上げるための工夫も支援力向上に繋がります。

【職員のモチベーション向上のための工夫例】

- ・職員研修会とコミュニケーションづくり
- ・施設長と職員一人ひとりの定期的面接
- ・各種プロジェクトチームの結成
- ・プロジェクトチームによる問題解決
- ・グループワークを取り入れた話し合いの場 等

（３）職員の資質向上のための研修への参加

○職員の子どもに対する対応方法が未熟であったり、職員が子どもを抱え込むことなどが原因で虐待が起こる場合があります。

○このようなことが起こらないようにするためにも、職員の支援技術向上のための研修に積極的に参加しましょう。

○次のような研修が様々な機関で実施されていますので、積極的に参加してみましょう。

- ・社会的養護を実施する施設職員の立場を認識するための研修
- ・職員の意欲を引き出し、これを活性化するための研修

（例）社会的養護の基本理念と原理を学ぶ研修、コーチング研修、こころの健康づ

くり（ストレス発散）研修

- ・施設の組織的な運営・体制を整えるための研修
- ・職員の技術力向上のための研修

（例）人材育成研修、子どものことを知るための研修、子どもと職員との関係性構築のための研修

（４）子どもたちが意思表示できる仕組み

○子どもが意思表示できる仕組みは複数必要です。措置されている子どもは、措置された時点では様々な不安を抱えており、また、施設等で過ごすための約束事など、覚えなければならないものも多く、とても権利についての説明を受けるだけの余裕はありません。措置後も、しばらくは施設等での生活に慣れるのが精一杯で、自分自身の置かれている状況や権利について、じっくり考える時間は取れないでしょう。

○措置後、新たな生活に慣れてきたところで、「子どもの権利ノート」に書かれている内容を改めて説明することが求められます。

○自らの意見を明確に述べることと、「わがまま」を言うことは区別されること、権利として主張すべきことと守るべきルールがあることなどについて、子どもがよく理解できるように説明することが必要です。

〈意思表示の仕組み〉

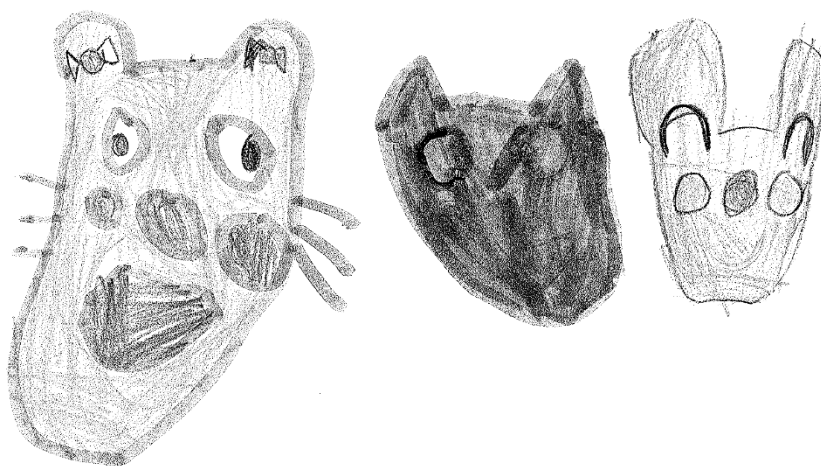
表明の方法	職員が確認できること・注意すべきこと
措置時のオリエンテーション	措置中の意思表示の方法を説明し、子どもが理解できているかを確認します。
子どもの権利ノート	児童相談所の職員と協力して、子ども達に権利ノートを周知し、安心して第三者に相談できる体制を作っていくよう心がけましょう。
自立支援計画	自立支援計画票の中に、子どもの意思表示内容も盛り込みます。定期的な見直しにおいても、子どもの家庭復帰等に対する意向を確認しましょう。
権利に関する学習会、施設の自治会活動等	自らの権利や守るべきルール等を理解できるような学習会等を開催しましょう。
定期的な意見交換	定期的に子どもと話をする機会を設け、子どもが現在置かれている状況についての意見や疑問等に答えましょう。
意見箱	使い方、意見に対する処理の仕方等について説明を丁寧に行い、子ども等が常に意識できる場に設置し、意見箱は必ず施錠されていることが条件となります。 支援に直接関与しない立場の者が中身の確認を行うことが望ましく、複数の職員で確認し、組織として対応することが重要です。 子ども会議や職員会議等の全体場で対応策を検討し共有化を図りましょう。

(5) ヒヤリ・ハット事例の活用

- 被措置児童等虐待に該当するほどの重大な人権侵害行為が起きてしまったときには、その予兆として不適切な関わりが起きていることが多いものです。
- その予兆をヒヤリ・ハット意識で逃さないことは大切なことです。そのためにもシステムとして、ヒヤリ・ハット事例を活用しましょう。
- 被害を及ぼす事はなかったものの、職員が子どもへの関わりにおいて、ヒヤリとしたり、ハットした経験を有する事例（ヒヤリ・ハット事例）を情報共有するとともに、効果的な分析を行うことで、虐待防止に役立てましょう。

〈分析・検討のポイント〉

- ① 情報収集
提出されたヒヤリ・ハット事例や、施設長会議等を活用して、他の施設における同様の事故情報等を収集するなど、事故発生の状況要因等を洗い出す。
- ② 原因究明 …………… 問題点を明確にし、評価・分析する。
- ③ 対策の策定 ……… ヒヤリ・ハット委員会等において、防止策を検討する。
- ④ 周知徹底 …………… 決定した防止策等を各部署に伝達し実行する。
- ⑤ 再評価 …………… 防止策の効果が現れない場合、再度、防止策を検討する。



〈ヒヤリ・ハット事例報告書の例〉

報告： 年 月 日

報告者：

区 分	項 目	状 況 欄
発生日時等	発生日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
	発生場所	
施設職員	職種・勤務時間等	
ヒヤリ・ハット情報	生活場面	
	事例の内容	
	事例発生の原因	
対応結果		
今後の対応		

(6) 日々の業務点検（自己チェック表の活用）

○被措置児童等を支援する際に、いつの間にか人権を侵害していることがないか、冷静に振り返ってみることが必要です。

○人権を擁護できているかを客観的に自己評価するため、職員自らの行動を点検できるチェックリストを活用することが有効です。

①活用の目的 人権擁護のための重要なポイントを掲げ、この項目に沿って個々の作業等を振り返ることにより、支援の状況等を的確に把握すること。 ②チェックリストの作成 倫理綱領等をもとに、各施設で話し合っ、施設に合ったチェックリストを作成すること。 ③チェックリストの活用 自らの行動等をチェックすることにより、利用者に対する支援の適否、自らのストレスの状況等について振り返ること（ストレスマネジメント）。 ④組織としての活用 チェックリストの結果を分析することにより、施設職員の意識の違いやストレス等の課題を把握すること。

【職員用チェックリストの例】

項 目		月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()
子どもへ気持ちの良い挨拶ができたか。					
子どもへの接し方や呼称に配慮できたか。					
子どもの話を良く聞き、対応することができたか。					
居室に入る時に、声かけやドアノックができたか。					
笑顔で子どもに接することができたか。					
子どもに対して怒鳴ったり、命令口調にならなかったか。					
子どもの訴えに対して、無視や否定的な態度をとらなかったか。					
子どもへ十分なケアができたか。					
子どもと一緒に過ごす時間をつくるよう心がけたか。					
施設内で起こった事故などを、速やかに上司へ報告し指示を仰ぐことができたか。					
上司や同僚とコミュニケーションが取りやすい雰囲気をつくることができたか。					
支援の難しい子どもに対し、上司や同僚と相談することができたか。					
子どもの個人情報について、適切な取扱いができたか。					
1 週間の反省	施設長検印				
	主任検印				
	気づき				



Ⅲ 虐待が起こった場合の対応

1 通告義務

- 虐待を受けたと思われる被措置児童等を発見した人には、通告義務が課せられており、発見した人は速やかに「通告受理機関」へ通告しなければならないこととなっています。
- 施設職員や発見者から相談があった場合も、通告義務に基づき、「通告受理機関」に通告します。通告受理機関に通報することなく、施設の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通告義務に反することになるので、必ず行政と連携して対応を進めましょう。

〈通告受理機関・届出受理機関〉

発見者からの「通告受理機関」	被措置児童等からの「届出受理機関」
・ 子ども未来課 ・ 県民局健康福祉部 ・ 児童相談所 ・ 市町村 ・ 岡山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会事例検証部会	・ 子ども未来課 ・ 児童相談所 ・ 岡山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会事例検証部会

2 通告者の保護

(1) 守秘義務

- 施設での虐待を発見した職員が「通告受理機関」に通告することは、守秘義務違反に当たりません。(法第33条の12第4項)
- 通告・届出等を受けた都道府県等も、当該通告をした者を特定できる情報を漏らしてはならないこととなっています。(法第33条の13)

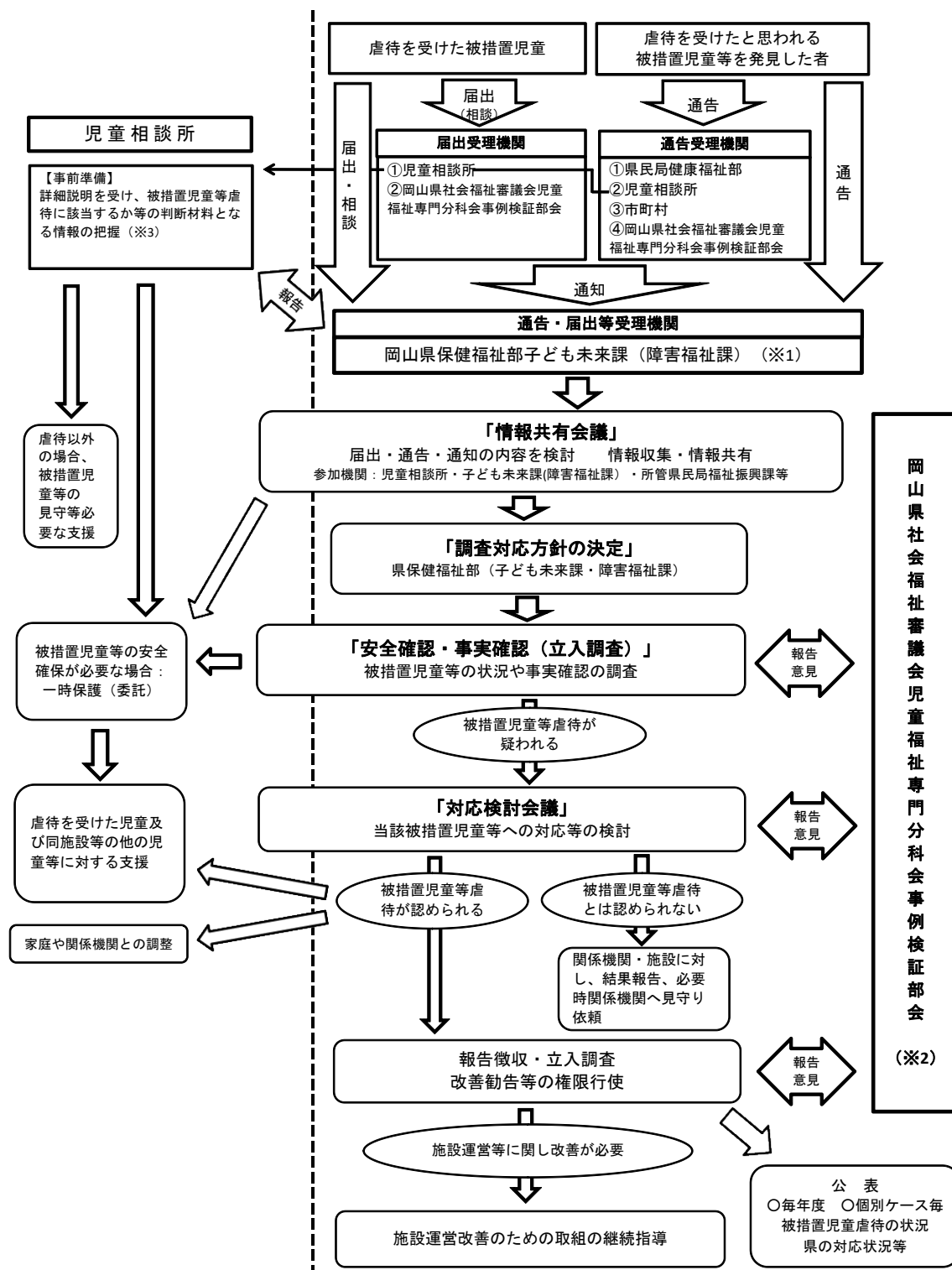
(2) 個人情報保護

- 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）では、個人情報を本人の同意を得ることなく、むやみに第三者に提供してはならないこととなっています。被措置児童等虐待の通告は、個人情報を含んでいますが、岡山県個人情報保護条例や個人情報保護法の規定では、「法に基づき個人情報を第三者に提供する場合」は、適用されないこととされておりますので、違反にはなりません。

(3) 通告による不利益扱いの禁止

- 通告をした施設職員等は、通告したことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けることはありません。(法第33条の12第5項)
- ただし、虚偽や過失によるものは除くこととなっているので留意が必要です。

岡山県 被措置児童等虐待対応の流れ(フロー図)



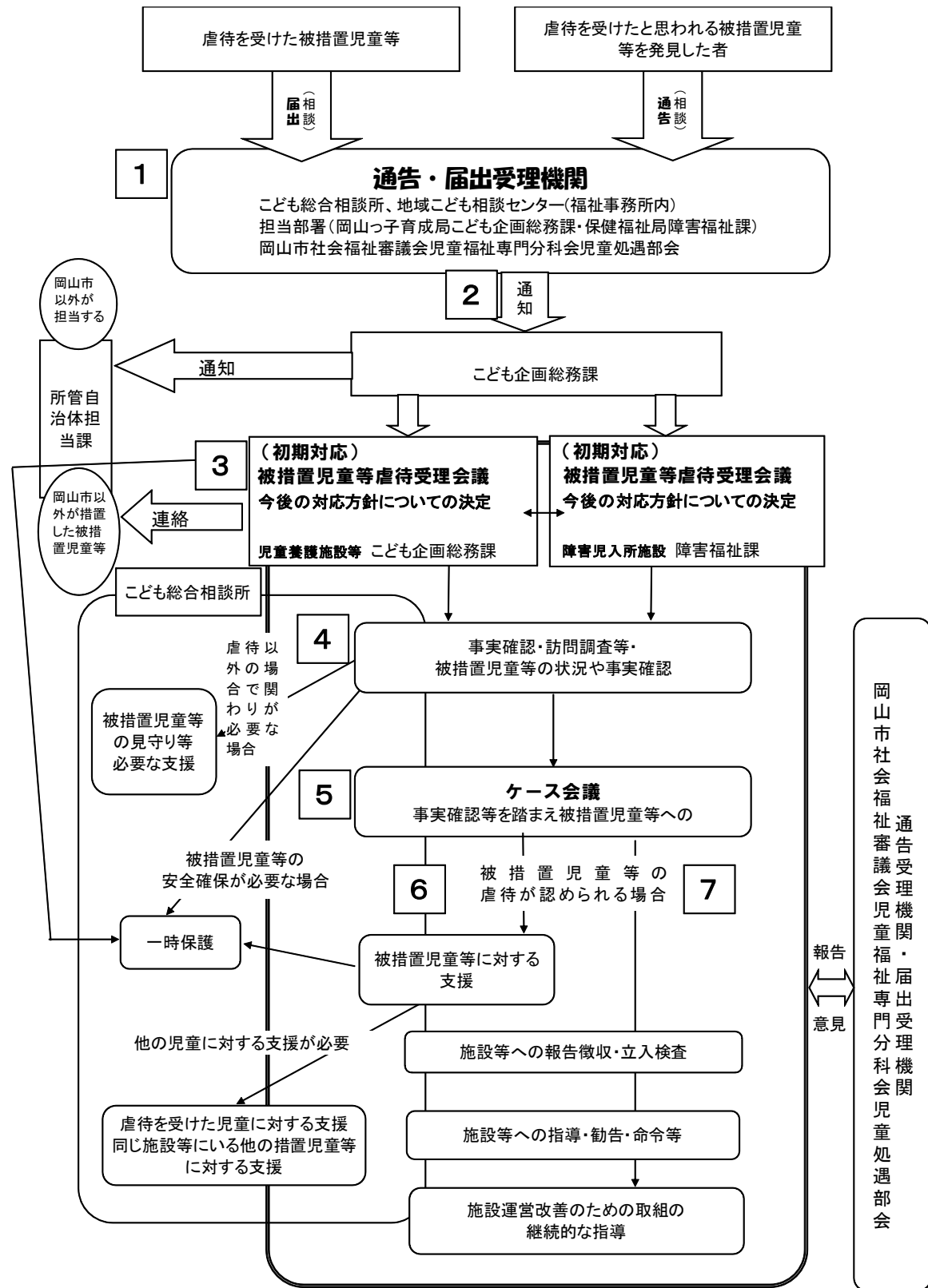
※1 「障害児入所施設等」については障害福祉課が所管課であるが、通告、届出、通知の担当窓口は、子ども未来課とする。

※2 岡山県子ども未来課(障害福祉課)は、「岡山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会事例検証部会」に報告を行う。

※3 届出受理機関、通告受理機関の共通事項

※4 届出受理機関、通告受理機関の連絡先はP20を参照

岡山市 被措置児童等虐待対応の流れ（フロー図）



3 都道府県等による事実確認への協力

○虐待の通告・届出があった場合、県子ども未来課は児童相談所と協力して、事実確認のために虐待を受けた児童や施設職員等からの聞き取り等を行います。

○調査にあたっては、聞き取りを受ける職員の秘密が守られ、安心して話せる場所の設定が必要になるため、施設内に適切な場所を確保してもらう必要があります。

○勤務表や児童のケース記録等の提出が求められる場合がありますので、施設職員は最大限協力することが求められます。

4 虐待を受けた児童やその家族への対応

○虐待事案の対応においては、虐待を受けた児童の安全確保を最優先にします。虐待を行った職員がその後も同じ部署で勤務を続けることによって、虐待を受けた児童が不安や恐怖を感じ続けるような事態が起こらないよう、配属先を直接処遇以外の部署に変更することや、事実関係が明らかになるまでの間出勤停止にするなどの対応が求められます。

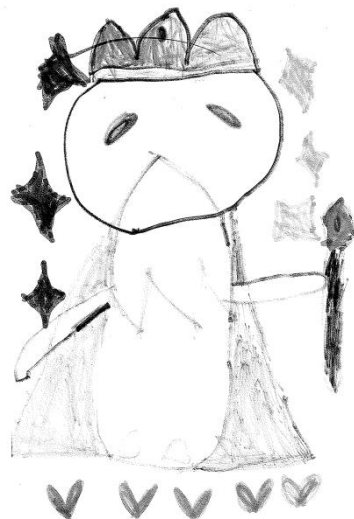
○事実確認をしっかり行ったうえで、虐待を受けた児童やその家族に対して、施設内で発生した事態に対する施設側の謝罪を含め、誠意ある対応を行う必要があります。

5 原因分析と再発防止

○虐待を起こした職員に対して、何故虐待を起こしたのか、その背景について聞き取り、原因を分析します。

○客観的に分析するためには、虐待防止の委員会だけでなく、第三者的立場の有識者にも参加してもらい、「検証委員会」を立ち上げることなども考えられます。

○虐待が起きてしまった原因を明らかにし、どうしたら虐待を防ぐことができたかを振り返り、行政の改善指導等に従い、今後の再発防止に向けた改善計画を具体化し、同じ過ちを繰り返すことがないよう取り組む必要があります。支援の質を向上させ、職員自らが自信を取り戻すことが、施設が児童や家族からの信頼を回復することに繋がります。



6 虐待を起こした職員への処分等

○事実確認と原因分析を通じて、虐待に関係した職員や施設の役職者の責任を明らかにする必要があります。

○法人として責任の所在に応じた処分を行うことになります。処分に当たっては、労働関連法規や法人の就業規則等の規定に基づいて行います。

○処分を受けた職員は、虐待防止や職業倫理などに関する教育や研修の受講を義務づけるなど、再発防止のための対応を徹底して行うことが求められます。

7 都道府県等による施設への指導等

○施設からの報告や立入調査等の結果を踏まえ、最終的に被措置児童等虐待が認められた場合は、文書等による改善指導等を行います。

○さらに、指導内容については是正措置報告書又は改善報告書を提出するよう求めます。
また、必要に応じて、施設等への現地調査を行い、是正措置報告書等の実施状況の確認を行います。

○施設の組織・システムの見直しを行うため、法人として、子どもの権利擁護に詳しい第三者を加えた「検討・改善委員会」を立ち上げ、改善方策、再発防止策についての措置を講じるよう求めます。

○指導に従わない場合は、社会福祉法に基づく勧告・命令、指定の取消しなどの処分が行われることがあります。

〈児童福祉法による権限規定〉

第 30 条の 2	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親、児童福祉施設の長、一時保護を行う者に対する必要な指示又は報告徴取
第 34 条の 5 第 1 項	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する報告徴取、立入検査等
第 34 条の 6	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令
第 46 条第 1 項	児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対する報告徴取、立入調査等
第 46 条第 3 項	児童福祉施設の設置者に対する改善勧告又は改善命令
第 46 条第 4 項	児童福祉施設の設置者に対する事業停止命令

〈児童福祉法施行規則による権限規定〉

第 36 条の 4 4	里親名簿登録の消徐
-------------	-----------

8 定期的な公表

○事実確認を行った結果、虐待が行われたと認められた案件については、以下の項目について、毎年度、公表することとなっています。

【公表する項目】

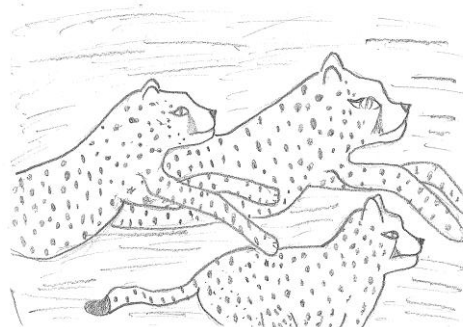
①被措置児童等虐待の状況

- ・虐待を受けた被措置児童等の状況（性別、年齢、心身の状態等）
- ・被措置児童等虐待の類別（身体的虐待、性的虐待、養育放棄、心理的虐待）

②被措置児童等虐待に対して県が講じた措置（報告徴取等、改善勧告、改善命令、事業停止命令等）

③その他の事項

- ・施設種別、小規模住居型養育事業（ファミリーホーム）、里親、一時保護所の別
- ・虐待を行った施設職員等の職種



被措置児童等虐待に対応する関係機関一覧

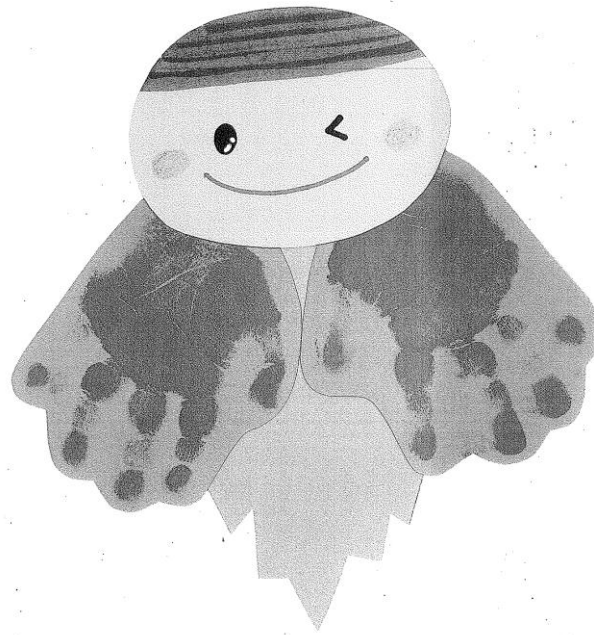
区 分	TEL	FAX
岡山県保健福祉部		
子ども未来課	086-226-7911	086-234-5770
障害福祉課	086-226-7345	086-224-6520
岡山県中央児童相談所	086-235-4152	086-235-4606
岡山県倉敷児童相談所	086-421-0991	086-421-0990
岡山県津山児童相談所	0868-23-5131	0868-23-5132
備前県民局福祉振興課	086-272-3989	086-272-2661
備中県民局福祉振興課	086-434-7023	086-425-1941
美作県民局福祉振興課	0868-23-0113	
岡山市		
こども企画総務課	086-803-1220	086-225-4441
障害福祉課	086-803-1235	086-803-1755
岡山市こども総合相談所	086-803-2525	086-803-1773

【被措置児童等虐待防止対応の手引き策定委員】

所 属	職 名	氏 名
若松園	園長	高月和紘
旭川乳児院	個別対応職員	多賀めぐみ
津島児童学院	支援主任	大矢武史
県立成徳学校	副参事	三木美知

みんなのいのちを大切に!!





被措置児童等虐待対応の手引き～より良い支援を目指して～
／平成26年3月発行

【発行】岡山県児童養護施設等協議会

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」内

TEL：086-226-3529

FAX：086-801-9190

【監修】岡山県保健福祉部子ども未来課

岡山市岡山っ子育成局こども企画総務課

※ 本手引きに掲載されている挿絵は、岡山県児童養護施設等協議会会員施設の皆さんから提供していただいております。